

統計委員会答申における民間委託に関する指摘

○ 諮問第1号の答申「平成20年に実施される住宅・土地統計調査の計画について」（平成19年12月10日府統委第26号）（抜粋）

1 承認の適否とその理由等

(2) 理由等

オ 民間委託

「公共サービス改革基本方針」（平成19年10月26日改定を閣議決定）等に基づき、市区町村において実地の調査等に係る業務を民間事業者に委託できるようにする計画であり、これについては妥当である。

しかしながら、適切な入札、契約、実査等におけるモニタリングを通じて調査精度の確保及び効率性の向上を図るとともに、当該民間事業者に調査対象の秘密を漏洩しないような措置を講じさせるように、計画を実施する必要がある。

○ 諮問第3号の答申「平成20年に実施される法人土地基本調査及び法人建物調査の計画について」（平成20年1月21日府統委第34号）（抜粋）

1 承認の適否とその理由等

(2) 理由等

ア 調査方法

(イ) 両調査については、母集団名簿整備作業、調査対象からの疑義照会、集計作業等の事務を民間事業者に委託して実施する計画である。

これについては、民間事業者への事務の委託に当たって、「統計調査の民間委託に関するガイドライン」（平成19年5月30日改正各府省統計主管課長等会議申合せ）に基づき、適切な入札、契約、実査等におけるモニタリングを通じて調査精度の確保等を図るとともに、当該事業者に調査対象の秘密保持に関する所要の措置を講じさせることとしており妥当である。なお、今後とも適切なモニタリング等の実施が求められることから、調査実施者において、それが可能となるような能力の保持に努めることが必要である。